法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第70期（2018年４月１日～2019年３月31日）

① 会社の支配に関する基本方針
② 連　結　注　記　表
③ 個　別　注　記　表

すてきナイスグループ株式会社

法令及び定款第19条の規定に基づき、当社ホームページ（https://www.suteki-nice.jp）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものであります。

1．会社の支配に関する基本方針

Ⅰ　当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社はその株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は、大量取得行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量取得提案の中には、①買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主の皆様が大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大量取得提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。したがって、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

Ⅱ　具体的な取組み

(A) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社は、以下のグループ中期経営計画（以下「本計画」といいます。）を策定し、さらなる企業価値の向上を図ってまいります。

本計画は、令和２年３月以降の国内外の住宅市場の変化に対応すべく、現在の事業基盤の強化・再構築および収益力の向上を図るもので、事業ドメインを「木」と「住まい」とし、コア事業である建築資材事業と住宅事業においてはこれらの領域における当社グループの強みを生かし、営業・販売体制の確立と商品開発等を推進するほか、建設事業、ストック型事業、海外事業等の各分野においても優位性を発揮しつつ、収益に貢献できる事業を確立してまいります。また、目標達成のための主要課題として、①「木」と「住まい」におけるグループ総合力を生

かした事業基盤の構築、②建築資材事業の重点戦略、③住宅事業の重点戦略、④建設事業、ストック型事業、海外事業の展開及び⑤持続可能な企業グループ体制の確立に努めてまいります。

また、当社は、持株会社体制としております。これにより、グループ経営と事業・業務の執行機能を分け、効率的かつ適法なマネジメントの仕組みの構築に努めている他、監査役４名のうち３名は独立性の高い社外監査役とし、経営の健全性及び意思決定のプロセスに対する監査機能の強化を図っております。更に、取締役の任期を１年とし、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を確立するとともに、社外取締役を３名選任するなど、コーポレートガバナンス体制の強化・充実に取組んでおります。加えて、役員の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化、あわせて当社のコーポレートガバナンスの一層の充実を図るため、平成29年３月より取締役会の任意の諮問機関として独立役員を主要な構成員とする「指名・報酬委員会」を設置し、特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外役員の適切な関与・助言を得ています。また、コンプライアンスについては、当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」を制定し、遵守の徹底を行っております。

(B) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成29年５月12日開催の当社取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策を、第68回定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として更新することを決議し（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）、同定時株主総会において本プランを更新することの承認を得ております。

本プランは、当社株式に対する大量取得行為等が行われた際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案し、あるいは株主の皆様がかかる大量取得行為等に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものであり、また、基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。

本プランは、(i) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20％以上となる買付、又は (ii) 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20％以上となる公開買付け（以下、併せて「買付等」といいます。）を対象とします。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等を行う買付者等には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、買付等の内容の検討に必要な情報及び本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載し

た書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案（もしあれば）が、当社経営陣から独立した者から構成される独立委員会に提供されます。独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間を設定し、その間、買付等の内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主に対する当社取締役会の代替案の提示等を行います。独立委員会は、必要があれば、外部専門家等の助言を独自に得ることができます。当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から情報が提供された事実、独立委員会による検討が開始した事実等について、株主に対する情報開示を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、又は当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等であるなど、本プランに定める新株予約権の無償割当ての要件のいずれかに該当すると判断し、かつ、以下に記載する内容の新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会規則に従い、当社取締役会に対して、かかる新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。また、独立委員会は、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断する場合でも、新株予約権の無償割当ての実施について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集、新株予約権無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。当社は、独立委員会が勧告等を行った場合、当該勧告等につき情報開示を行います。

この新株予約権は、１円（又は当社株式１株の時価の２分の１の金額を上限として当社取締役会が新株予約権無償割当ての決議において定める金額）を払い込むことにより、原則として当社株式１株を取得することができるものですが、買付者等による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権１個と引換えに、原則として当社株式１株が交付されます。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施の決議、又は株主総会の招集を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。新株予約権の行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大２分の１まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、令和２年３月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までです。

但し、当該有効期間の満了前であっても、(i) 当社の株主総会において本プランにかかる新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、(ii) 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

本プランの有効期間中であっても、新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主の皆様が、新株予約権行使の手続を行わないと、その保有する当社株式全体の価値が希釈化される場合があります（但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。）。

Ⅲ　上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

前記Ⅱ（A）に記載した様々な施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策であり、当社の基本方針に沿うものです。

前記Ⅱ（B）に記載した本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより更新されたものであること、その内容として合理的かつ詳細な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会が設置されており、本新株予約権の無償割当ての実施等に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が３年と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、当社株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1．連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の状況

連結子会社の数	67社
主要な連結子会社の名称	ナイス㈱ ナイスコミュニティー㈱ 横浜不動産情報㈱ ＹＯＵテレビ㈱

なお、伊予木材㈱他1社は株式の新規取得のため、ナイス沖縄㈱を新規設立したため、また、プレステージホーム京都㈱を重要性が増したため、当連結会計年度からそれぞれ連結の範囲に含めております。また、ナイス㈱と合併したフェニーチェホームいわき㈱、ラ・カーサYOKOHAMA㈱、The Nice Korea Corp.と合併したSuteki Korea Corp.、フェニーチェ東北ホーム㈱と合併したナイス福島ホーム㈱、ナイス岩手ホーム㈱、ナイスプレカット㈱と合併した木構造建築センター㈱、清算結了したフェニーチェふくしま㈱を連結の範囲から除外しております。なお、合併日または清算結了日までのフェニーチェホームいわき㈱、ラ・カーサYOKOHAMA㈱、Suteki Korea Corp.、ナイス福島ホーム㈱、木構造建築センター㈱、フェニーチェふくしま㈱の損益を連結しております。

（2）非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称	ナイス西日本㈱
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2．持分法の適用に関する事項

（1）持分法を適用した関連会社の状況

持分法を適用した関連会社の数	3社
主要な関連会社の名称	㈱クロダハウジングパートナーズ

なお、㈱ソーラーサーキットの家は清算が結了したため、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外しております。

（2）持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な非連結子会社の名称	ナイス西日本㈱
主要な関連会社の名称	ナイス小豆島オリーブの森㈱
持分法を適用しない理由	持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

（3）持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、プロパティオン㈱の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。また、当連結会計年度より連結子会社となった伊予木材㈱他1社の決算日は9月30日のため12月31日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。また、ナイスホーム四国㈱、ナイス日榮㈱は当連結会計年度より決算日を従来の12月31日から3月31日に変更いたしましたので、2018年1月1日から2019年3月31日までの15ヶ月間の計算書類を使用して連結計算書類を作成しております。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

②たな卸資産

商品及び販売用不動産……国内連結会社は主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
在外連結子会社は個別法による低価法

未成工事支出金……個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）……国内連結会社は主として定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法
なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準
在外連結子会社は見積耐用年数に基づく定額法

②無形固定資産（リース資産を除く）……定額法
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

③リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時の差異の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）に基づく定率法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、期間費用として処理しております。

5．表示方法の変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号2018年２月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第５号2018年３月26日）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

6．誤謬の訂正に関する注記

当連結会計年度において、当社連結子会社における不適切な会計処理が判明したため、誤謬の訂正を行いました。当該誤謬の訂正による累積的影響額は当連結会計年度期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、連結株主資本等変動計算書の期首残高は利益剰余金が1,992百万円、為替換算調整勘定が71百万円減少し、非支配株主持分が19百万円増加しております。

7．追加情報

(1) 有形固定資産の保有目的の変更

当連結会計年度において、保有目的の変更により、有形固定資産の一部（土地2,608百万円、建物62百万円）を販売用不動産へ振り替えております。

(2) 証券取引等監視委員会および横浜地方検察庁の強制調査について

当社は、2019年５月16日、金融商品取引法違反（2015年３月期の有価証券報告書の虚偽記載）の容疑（2015年３月期の不動産物件の取引に係る架空売り上げ計上の疑い）で、証券取引等監視委員会による強制調査および横浜地方検察庁による強制捜査を受けております。

今回強制調査が行われたことにより、当社としては、最大限に当局の調査に協力してまいります。今後の証券取引等監視委員会および横浜地方検察庁の調査の結果次第では、当社グループの業績および財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、この調査により新たな事実が判明した場合には、連結計算書類を訂正する可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1．担保資産及び担保付債務

（1）担保資産

販売用不動産	5,515百万円
建物及び構築物	4,123百万円
土地	18,512百万円
その他	174百万円
投資有価証券	3,676百万円
計	32,003百万円

（2）担保付債務

短期借入金	19,125百万円
長期借入金	21,374百万円
計	40,500百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　32,636百万円

3．偶発債務

保証債務

顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了等までの間の金融機関借入債務に対する連帯保証債務　5,149百万円

4．当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税の計算のために公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行う方法

再評価を行った年月日　2002年３月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　6,989百万円

5．当社は、運転資金の機動的な調達を行うため取引銀行３行と総額10,000百万円（借入未実行残高8,000百万円）の貸出コミットメント契約を締結しております。

6．連結会計年度末日満期手形の会計処理

当連結会計年度末日は金融機関の休業日でありましたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当連結会計年度末日満期手形は次のとおりであります。

受取手形	1,193百万円
支払手形	3,820百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式及び自己株式に関する事項

（単位：株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式普通株式	9,656,119	－	－	9,656,119
自己株式普通株式（注1,2）	277,493	892	3	278,382

（注）1．普通株式の増加892株は、単元未満株式の買取りであります。
2．普通株式の減少3株は、単元未満株式の買増しであります。

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年6月28日定時株主総会	普通株式	281百万円	30円	2018年3月31日	2018年6月29日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
当連結会計年度の期末配当は無配につき、該当事項はありません。

3．新株予約権の目的となる株式の種類及び数に関する事項

（単位：株）

決議	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
2008年6月27日取締役会	普通株式	600

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、社債の発行及び銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理等を定めた社内規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

社債及び借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して将来の金利上昇リスクをヘッジしております。なお、デリバティブは社内取扱規則に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2019年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（※）	時価（※）	差額
（1）現金及び預金	15,945	15,945	－
（2）受取手形及び売掛金	30,892	30,892	－
（3）投資有価証券			
その他有価証券	11,187	11,187	－
（4）長期貸付金	2,061	2,065	3
（5）支払手形及び買掛金	(36,362)	(36,362)	－
（6）短期借入金	(39,825)	(39,825)	－
（7）一年内償還予定の社債	(40)	(40)	－
（8）未払法人税等	(931)	(931)	－
（9）社債	(160)	(159)	△0
（10）長期借入金	(33,890)	(33,933)	42
（11）デリバティブ取引（※２）	(27)	(27)	－

※１　負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

※２　デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

（1）現金及び預金、並びに（2）受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

（4）長期貸付金

長期貸付金の時価については、回収可能性を反映した元利金の受取見込額を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

負債

（5）支払手形及び買掛金、（6）短期借入金、（7）一年内償還予定の社債、並びに（8）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（9）社債

社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（10）長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（11）デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注）2．非上場株式（連結貸借対照表価額1,452百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（3）投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

1株当たり情報に関する注記

1．1株当たり純資産額	4,316円50銭
2．1株当たり当期純利益	38円25銭

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

（2）たな卸資産

販売用不動産……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産……定率法
ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法
なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準

（2）無形固定資産（自社利用ソフトウェア）……社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

（3）長期前払費用……定額法

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、当期の負担すべき支給見込額を計上しております。

4．ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

5．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、期間費用として処理しております。

6．表示方法の変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号2018年２月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第５号2018年３月26日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

7．追加情報

（1）有形固定資産の保有目的の変更

当事業年度において、保有目的の変更により、有形固定資産の一部（土地2,608百万円、建物62百万円）を販売用不動産へ振り替えております。

貸借対照表に関する注記

1．担保資産及び担保付債務

（1）担保資産

販売用不動産	1,116百万円
建物	4,000百万円
機械及び装置	174百万円
土地	17,709百万円
投資有価証券	3,656百万円
計	26,657百万円

（2）担保付債務

短期借入金	18,778百万円
長期借入金	20,710百万円
計	39,489百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　17,166百万円

3．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	33,385百万円
長期金銭債権	15,785百万円
短期金銭債務	3,405百万円
長期金銭債務	4百万円

4．取締役に対する金銭債務

長期金銭債務	13百万円

5．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税の計算のために公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行う方法

再評価を行った年月日　2002年３月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　6,989百万円

6．運転資金の機動的な調達を行うため取引銀行３行と総額10,000百万円（借入未実行残高8,000百万円）の貸出コミットメント契約を締結しております。

損益計算書に関する注記

1．関係会社との取引高

営業収益	2,179百万円
営業費用	300百万円
営業取引以外の取引高	904百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1．自己株式に関する事項

（単位：株）

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	277,493	892	3	278,382

（注）1．普通株式の増加892株は、単元未満株式の買取りであります。
2．普通株式の減少3株は、単元未満株式の買増しであります。

税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
有形固定資産	158百万円
組織再編に伴う関係会社株式	660百万円
その他	69百万円
繰延税金資産小計	888百万円
評価性引当額	△134百万円
繰延税金資産合計	754百万円
繰延税金負債	
特別償却準備金	△86百万円
土地圧縮積立金	△87百万円
償却資産圧縮積立金	△99百万円
その他有価証券評価差額金	△565百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△838百万円
繰延税金資産の純額	△84百万円

関連当事者との取引に関する注記

1．子会社等

（単位：百万円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	ナイス㈱	所有 直接 100.0%	役員の兼任 不動産の賃貸 経営の管理等 資金の貸付	不動産賃貸料の受取（注2）	732	—	—
				経営管理料の受取（注3）	617	—	—
				資金の貸付（注4）	275,332	関係会社短期貸付金	33,176
						関係会社長期貸付金	15,784
				利息の受取（注4）	681	前受収益	15
				債務の被保証（注5）	47,845	—	—
				担保の受入（注6）	1,821	—	—
				投資有価証券の購入（注7）	1,354	未払金	1,354
	ナイスコミュニティー㈱	所有 直接 100.0%	役員の兼任 資金の預り	資金の預り（注4）	1,100	預り金	1,800

（注）1．取引金額等には、消費税等は含まれておりません。
2．不動産賃貸料は各不動産毎の実費相当額を基に算出した金額としております。
3．経営管理料は「グループ経営分担金契約書」及び「通常使用権許諾契約書」に基づいて受け入れております。
4．ナイス㈱に対する資金の貸付及びナイスコミュニティー㈱からの預り金については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
5．金融機関からの借入の一部に対しナイス㈱より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
6．金融機関からの借入の一部に対しナイス㈱が所有する販売用不動産の担保提供を受けております。
7．投資有価証券の購入については、東京証券取引所の立会外取引（ToSTNeT)による取得であり、取得価格は取引実行日の前日終値により決定しております。

1株当たり情報に関する注記

1．1株当たり純資産額	5,541円01銭
2．1株当たり当期純利益	85円70銭